

市内で転居された方へ（ご案内）



R7. 3

★転居に伴う各課での手続きは以下をご確認ください。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
☐ マイナンバーカードをお持ちの方 7201	カードの追記欄に新しい住所を記載し、カード内の情報の更新手続きをします。 【マイナンバーカード内の電子証明書について】 ・署名用電子証明…住所変更により失効します。必要に応じて新たに申請してください。 ・利用者証明用電子証明…引き続き利用できます。	・マイナンバーカード （数字4桁の暗証番号）	市民課【0】
☐ 在留カード 特別永住者証明書をお持ちの方	新しい住所を裏面に記載します。	・在留カード ・特別永住者証明書 ・世帯主との続柄を証する文書（出生証明書・婚姻証明書の原本）とその訳文（世帯主が外国籍で、世帯構成が変わる場合）	
☐ 印鑑登録	引き続き利用できます。		
☐ 障害者手帳を持っている方 1158	各種変更の手続きが必要です。	・障害者手帳 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	福祉課【1】
☐ 自立支援医療を受けている方 1156	各種変更の手続きが必要です。	・自立支援医療受給者証 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	
☐ 障害福祉サービス・通所・地域生活支援事業受給者証 8663	各種変更の手続きが必要です。	・受給者証 ・本人確認書類 ・マイナンバーが分かるもの	
☐ 心身障害者手当等を受けている方 1157	各種変更の手続きが必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがあります。		
☐ 幼稚園・保育園・こども園・認可外保育施設等に通う子どもがいる方	住所変更の手続きが必要です。		保育課【2】
☐ ひとり親手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがあります。 ※18歳以下の子のみ住所異動するときも、手続きが必要な場合があります。	・本人確認書類 ・申請者、対象児童の健康保険の加入が確認できるもの ・児童扶養手当証書（該当者のみ） ・家の契約書等	こども課【3】
☐ 児童手当を受けている方	住所変更の手続きが必要です。 ※受給者と子が一緒に転居する場合は手続き不要です。 ※受給者と22歳以下の子の住所が別になる場合は、手続きが必要です。		
☐ 国民健康保険に加入している方	住所変更の届出が必要です。	【持っている方のみ】 ・資格確認書または国民健康保険証 ・高齢受給者証 ・限度額適用認定証等 ・特定疾病療養受療証	国保年金課【7】
☐ 国民年金・厚生年金を受給されている方	住所変更の届出が必要か確認します。 ※年金上の住所変更届は原則不要ですが、人によっては必要な場合があります。	・本人確認書類	

《うら面につづく》

該当項目欄右下にかかれた4文字の数字はホームページIDです。碧南市のホームページ内で検索すると詳細が確認できます。

該当項目	手続き	必要なもの	担当課
☐ 後期高齢者医療保険に加入されている方	住所変更の届出が必要です。	- 被保険者証または資格確認書 - マイナンバーが分かるもの	国保年金課 【7】
☐ 各種医療証をお持ちの方	障害者医療証、母子家庭等医療証、後期高齢者福祉医療証、元気っ子医療証、精神障害者医療証について、住所変更の届出が必要です。 ※各家庭によってその他書類が必要になることがあります。	- 医療保険の資格が確認できるもの - 各種医療証	
☐ 介護保険	住所変更の手続きが必要です。 ※65歳以上の方、または40歳以上で介護認定を受けている方のみ	- 介護保険被保険者証 - 負担割合証（介護認定を受けている方） - 負担限度額認定証（限度額認定を受けている方）	高齢介護課 【8】
☐ 在宅高齢者向けの福祉サービス事業を利用されている方	住所変更の届出が必要です。		
☐ ごみ処理	ごみの排出方法・日時・場所の説明をします。		環境課 【2階1】
☐ 犬を飼っている方	住所変更の手続きが必要です。		
☐ くみとり便槽を使用していた方	廃止のお手続きが必要です。		
☐ 市営墓園を借りている方	住所変更の手続きが必要です。		
☐ 水道を使用する方	水道の使用中止の手続きと、転居先の水道の使用開始の手続きが必要です。申込は希望日の前日まで。土・日・祝日の開閉栓作業はできません。インターネットで24時間申込できます。※作業時間の指定はできません。 スマートフォン、パソコンから 	水道料金の口座振替を希望の方 - 通帳 - 銀行印 ※金融機関でも手続きできます。	水道課 【2階7】
☐ 給水装置を所有する方	住所変更の届出が必要です。 ※一般的には水道が使用できる建物または土地の所有者の方	認印（スタンプ式は不可）	
☐ 小中学校に通う子どもがいる方	学校区が変わる方は、転校のお手続きが必要です。	市民課発行の「住民異動届の写し」	学校教育課 【5階】
☐ 定期予防接種（接種券または予診票）	引き続き利用できます。記載されている住所の修正を希望される場合は、手続きが必要です。	お手元に残っている接種券または予診票	健康課 【保健センター】 碧南市天王町1-70 ☎0566-48-3751

※上記内容は市役所での主な手続きのみを掲載しております。

1階フロア図



2階フロア図



【連絡先】碧南市役所
〒447-8601
碧南市松本町28番地
TEL：0566-41-3311（代表）